令和２年第２回神奈川県議会定例会

提　出　議　案　説　明　附　属　資　料

（６　月　11　日　提　案　分）

環　境　農　政　局

目　　次

ページ

1　神奈川県漁港管理条例　新旧対照表……1

1　神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>（航路等の設定等）
第６条　知事は、規則で漁港の区域内の一部の区域を航路、泊地、油壺特別泊地、本港特別泊地、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、二町谷泊地、二町谷特別泊地、避難泊地、水産動植物蓄養区域、水産物陸揚区域、商工貨物陸揚区域、出漁準備区域、本港環境整備施設区域、宮川環境整備施設区域、二町谷環境整備施設区域及び橋りよう区域（以下「航路等」という。）として定めることができる。
２～４　（略）

（利用料等及び土砂採取料等の徴収）
第12条　（略）
（削除）

２　（略）

別表第１（第６条関係）
<table><tr><th>区域の名称</th><th>利用の目的</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>宮川一時停係泊特別泊地</td><td>（略）</td></tr><tr><td>二町谷泊地</td><td>船舟の停係泊</td></tr><tr><td>二町谷特別泊地</td><td>ヨット及びボートの停係泊</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）
別表第２（第12条関係）
１　利用料
<table><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２　占用料
（略）
備考１～７　（略）
（削除）

８～10（略）</td><td>（航路等の設定等）
第６条　知事は、規則で漁港の区域内の一部の区域を航路、泊地、油壺特別泊地、本港特別泊地、宮川特別泊地、宮川一時停係泊特別泊地、避難泊地、水産動植物蓄養区域、水産物陸揚区域、商工貨物陸揚区域、出漁準備区域、本港環境整備施設区域、宮川環境整備施設区域、二町谷環境整備施設区域及び橋りよう区域（以下「航路等」という。）として定めることができる。
２～４　（略）

（利用料等及び土砂採取料等の徴収）
第12条　（略）
２　別表第２の駐車料は、規則で定める利用券を発行して徴収する。
３　（略）

別表第１（第６条関係）
<table><tr><th>区域の名称</th><th>利用の目的</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>宮川一時停係泊特別泊地</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（新規）</td><td></td></tr><tr><td>（新規）</td><td></td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　（略）
別表第２（第12条関係）
１　利用料
<table><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>駐車料</td><td>二町谷環境整備施設区域の駐車場</td><td colspan="2">１台１時間につき　200円。ただし、７月１日から８月31日までの間は、250円とする。
１台１泊につき　1,030円</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>２　占用料
（略）
備考１～７　（略）
８　１泊とは、規則で定める開場時間を過ぎて翌日の開場時間まで駐車することをいう。
９～11（略）</td></tr>
</table>